

地域力向上事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域が主体的に取り組む地域力の向上に資する事業（地域課題の解決、コミュニティ機能の強化、魅力ある地域づくりの推進等を図る事業をいう(以下同じ。))に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下、「補助事業」という。）、補助事業を実施する者（以下、「補助事業者」という。）、補助金の交付対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額、採択条件は、別表のとおりとする。ただし、補助事業が国又は県の他の補助制度の対象となっているときは、補助対象外とする。

2 前項の補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、前条に定めるもののほか、次項のとおりとする。

- 2 補助対象経費は、補助事業を実施するために直接要する経費であり、知事が必要と認められた経費とする。
- 3 補助事業者が、この補助金により、施設の設置又は整備を行うときは、当該施設又は設備の用地を事前に確保しておかなければならない。
- 4 補助金の交付決定額、変更交付決定額及び確定額は、1千円未満を切り捨てるものとする。

(事業計画)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該申請者の所在地の市町村を所管する行政県税事務所長（以下「所長」という）が定める期日までに事業計画書（様式第1号）を作成し、所長に提出しなければならない。

2 前項に定める事業計画書は、当該申請者の所在地の市町村の長を経由するものとする。

(補助金の額の内示)

第5条 所長は、前条により提出された事業計画書について、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の額を申請者に対し通知書により内示するものとする。

(交付申請)

第6条 内示を受けた申請者は、規則第4条の規定により補助金の交付を申請するときは、所長が定める期日までに補助金交付申請書（様式第2号）を所長に提出しなければならない。

ない。

- 2 前項の補助金の交付を申請するにあたっては、当該補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び地方消費税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。(以下、「消費税等仕入控除税額」という。))を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 第1項に定める申請書の提出は、第4条第2項を準用する。

(交付決定)

- 第7条 所長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認められる場合には、交付の決定をするものとする。
- 2 所長は、補助金等の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項について修正を加えて交付の決定をすることができるものとする。

(交付の条件)

- 第8条 所長は、補助金の交付について規則第6条に定めるもののほか、必要な条件を付することができる。
- 2 補助事業の遂行において第2条第2項の各号に掲げる者から不当な要求行為を受けたときは、県に報告し、警察に通報しなければならない。
 - 3 所長は、第6条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
 - 4 補助事業者は、補助金が県民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令、条例、他の規則の定め及び補助金の交付の目的に従って誠実に補助事業を行うように努めなければならない。
 - 5 補助事業者は、補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。
 - 6 補助事業者は、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

(交付の変更)

- 第9条 補助事業者は、次に掲げる補助事業の変更を行うときは、規則第9条第1項の規定に基づき、補助金変更承認申請書(様式第4号)を所長に提出し、承認を得なければならない。
- (1) 補助事業の計画を変更するとき
 - (2) 補助事業の設置場所を変更するとき
 - (3) 補助対象事業費を変更するとき
 - (4) 補助事業を中止し、又は廃止するとき
 - (5) その他所長が必要と認める事項を行うとき
- 2 規則第9条第1項第1号に規定する「知事があらかじめ認める軽微なもの」とは次に掲げるものとする。
 - (1) 補助対象経費の配分の変更で、その割合が2割を超えない場合
 - (2) 補助対象経費の増減で、その割合が2割を超えない場合
 - 3 第1項に定める補助金変更承認申請書の提出は、第4条第2項を準用する。
 - 4 所長は、前項により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認められる場合には、変更承認書(様式第5号)を交付するものとする。

(遂行状況報告)

- 第10条 補助事業者は、補助金交付の決定を受けたときは、すみやかに事業に着手し、必要に応じて、各行程を写真に記録しなければならない。

- 2 補助事業者は、所長から指示があったときは、補助事業の遂行状況について、遂行状況報告書（様式第6号）により、所長に報告しなければならない。
- 3 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに所長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

- 第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日以内又は補助事業を実施した年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第7号）を所長に提出しなければならない。
- 2 前項に定める報告書の提出は、第4条第2項を準用する。

（補助金等の額の確定、交付、返還）

- 第12条 所長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、規則第7条の規定により報告書等の書類の審査、現地調査等を行い、その成果が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該額を交付するものとする。
- 2 所長は、補助事業の遂行上、特に必要があると認めたときは、補助事業者に対し、概算払いをすることができる。
 - 3 前項の規定により概算払いを受けようとする補助事業者は、所長と協議のうえ、概算払請求書（様式第9号）を所長に提出するものとする。
 - 4 すでに確定額を超えて補助金の交付を受けているときは、当該補助事業者は、確定額を超えている部分に相当する額を、所長の定める期限内に返還しなければならない。
 - 5 第3項に定める請求書の提出は、第4条第2項を準用する。

（補助金の交付決定の取消し等）

- 第13条 所長は、規則第13条第1項及び第2項に定めるもののほか、補助事業者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- (1) この要綱に違反したとき
 - (2) 補助事業者又は補助事業の実施において委託契約などの取引があった者が、群馬県暴力団排除条例第7条に抵触するとき
 - (3) その他、規則に違反したとき

（補助金の返還）

- 第14条 補助事業者は、補助金の交付の決定が取り消されたときは、当該取消しに係る補助金を所長の定める期間内に返還しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに所長に報告しなければならない。
- 2 所長は、前項の報告があったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

（財産処分の制限）

- 第16条 補助事業者は、補助事業により取得した財産を、取り壊し、廃棄し、又は補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、改造し、貸し付け、若しくは担保に供しようとするときは、あらかじめ所長の承認を得なければならない。ただし、取得した財産を移転する場合若しくは補助金の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案して「減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

2 所長は、前項により既に交付した補助金額を返還させるときは、当該財産の耐用年数及び経過年数を勘案し、返還額を算定するものとする。

(書類の整備保管)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出等についての証拠書類を、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間、整備保管しておかなければならない。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付について必要な事項は、その都度知事が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

(旧要綱の廃止)

2 従来「地域力向上事業補助金交付要綱」は平成24年3月31日限り廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行前に従来「地域力向上事業補助金交付要綱」に基づいて補助金の交付決定を行った事業の実績報告及び額の確定手続きについては、当該手続きが終了するまでは、なお従前の例による。

(施行期日)

4 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

(施行期日)

5 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

6 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（要綱第2条関係）

補助の対象		補助事業者	補助率 及び 補助限度額	採択要件
事業	経費			
地域づくり・振興事業	補助事業の実施に要する経費で知事が必要と認めるもの (ソフト事業)	1)市町村（住民自治組織の活動を含む。） 2)次の要件を充たしている地域づくり団体（以下「地域づくり団体」という。） ①組織体制等が明らかな規約等を有すること ②事業を適正に執行できる体制、能力があると認められること ③会計経理が明確であること ④県内に活動の拠点を有すること	1)補助率 2分の1 2)補助限度額 上限額 1,000千円 下限額 400千円 (補助対象経費で800千円)	①地域力の向上に資する事業であること。 ②行政と地域住民が密接に連携し、地域住民の自主的、主体的な活動を促す契機となること。 ③地域の資源（人、モノ、環境等）を発見・蓄積・活用した事業であること ④事業趣旨の継続性・発展性が見込まれること。 ⑤他地域のモデルとなるような先進的な取組であること。
住民センター等整備事業	住民センター（集会所・公民館等）の新設、または全面改築に要する経費で知事が必要と認めるもの	住民自治組織であり、次の要件を満たしていること ①自治会、区会、町内会などの地縁団体であること ②法人格を有すること ただし、床面積が変わらない改修においてはこの限りでない	1)補助率 2分の1 2)補助限度額 上限額 3,000千円	1) 実施地区の住民自治活動が活発に行われていること 2) 施設整備によって、さらに活発な活動が展開され、他の模範となることが期待できること 3) 新設または全面改築にあたっては、人にやさしい福祉のまちづくり条例（平成15年群馬県条例第15号）の趣旨に鑑み、ユニバーサルデザインに配慮し、地域の誰もが使いやすい施設とすること 4) 長寿命化を目的とする改修については、当該事業費が2,000千円以上で、次のいずれかに該当する工事であること ①劣化対策 基礎・構造躯体・屋根・外壁等の耐久性を確保し、構造躯体への劣化外力の影響の軽減に資する補修・補強工事 ②耐震化対策 上部構造評点の増加が見込まれる耐震補強工事
	住民センター（集会所・公民館等）のバリアフリー化または長寿命化を目的とする改修に要する経費で知事が必要と認めるもの		1)補助率 2分の1 2)補助限度額 上限額 1,500千円	